

# 接見制限、密室の圧力に

## 憲法と

### 刑事司法の

# いま

憲法34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。抑留又は拘禁されない。(後略)

05年12月。名古屋高裁にある仮の被告収容所(裁判所仮監)でのことだった。

2〜3畳ほどのスペース。

中央を透明な板で仕切られた息苦しい部屋で、岐阜県弁護士会の美和勇大弁護士(66)は、強盗殺人未遂罪などに問われた男性被告と接見した。

公判1時間前。当日、被告が読むA4判8枚の陳述書を事前に渡すつもりだった。しかし、仮監を管理する名古屋拘置所職員は「ここは仮の接見場所なので差し入れはでき

ない」と拒んだ。

美和弁護士は拘置所職員の対応を違法だとして国家賠償訴訟を起したが、名古屋高裁は今年4月、「一時的な待機所で、検査を要する物の授受の制限はやむを得なかった」などと退けた。

憲法34条と刑事訴訟法39条1項は、被告や容疑者が立会人なしに自由に弁護人と会うたり書類や物を授受したりする接見交通権を認めている。一方で39条2項は、「逃亡や証拠の隠滅などにつながる物

の授受を防ぐために「必要な措置を規定することができ

る」としている。これを根拠に名古屋高裁は仮監の差し入れ拒否を容認した。39条3項は捜査側による接見の日時指定も認めている。

憲法で認められた自由な接見を刑法で制限する逆転現象は、弁護士の立ち会いのもと取り調べが行われる米国など諸外国と比べ、批判的になつてゐる。98年には国連人権理事会の前身の人権委員会から、「39条3項」と名指し

され、「深い懸念」との表現で改善を求められた。

美和弁護士は今も納得できない。「接見交通権が守られなければ、密室で無理な取り調べを受け、自白の強要、冤罪につながるかもしれない」

「美和ノートに救われた」。2年前。商取引を巡る身に覚えのない恐喝未遂容疑で逮捕され、不起訴になった愛知県

の30代男性は振り返る。男性は警察の留置所にいた際、美和弁護士から差し入れを受けた。取り調べを受ける際の心構えなどが書かれたA4判13枚つづりに便箋、美和

弁護士の事務所住所が書かれた切手つぎの封筒、刑法39条などのコピー。「美和ノート」と呼ばれる一式だ。「黙秘は権利。しゃべるもしゃべらぬも法律的には自由」。つづりにはアドバイス

がいくつも書かれていた。

警察は「認めればすぐ出されるぞ」と追った。男性は「密室で毎日長時間の取り調べを受け、頭が混乱していた。美和ノートがなかったら、やっつけてしまったかも」と言つてしまったかも。

取調官による暴言を書き留めて手紙で送った。後日、美和弁護士が抗議すると、警察はとたんに優しくなった。

美和弁護士は文書差し入れを今後ともやるつもりはない。日本の裁判では捜査段階の自白が重視され、起訴されればほぼ有罪。人権を守り、冤罪を生まないために、取り調べで黙秘権を使ったり、誘導に乗らず記憶にないこと

の供述を拒んだりすることが大事だと思つたらだ。警察には嫌われる。「接見に同席させる」と言われ、拒むと「やましいことがあるの

か」と暴言を吐かれた。「差し入れの文書を見せる」と容疑者に詰め寄る取調官もいた。今まで10人弱から担当弁護士を解任すると切り出された。半数が考え直したが、理由を問うところを答えた。「警察から「美和に弁護を頼むと裁判官の心証が悪くなり、刑は重くなる」と言われた」

30年ほど前から美和ノートを書き入れている。短時間の接見で「あなたには黙秘権がある」などと言つても、すぐには理解できない容疑者が多く、文書の差し入れを思いついた。

約10年前から、人権を守る思いで仲間を伝え始めた。まねをする弁護士も出てきた。10〜20年前と比べ、今は無理な取り調べが減つたと感じる。美和ノートの効果だと思つた。(木村浩之)